

【公報種別】商標公報の訂正
【発行日】令和5年11月7日(2023.11.7)
【登録番号】商標登録第6745057号(T6745057)
【掲載公報発行日】令和5年10月23日(2023.10.23)
【年通号数】登録公報(商標)2023-199
【区分】9、42
【出願番号】商願2023-48792(T2023-48792)
【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】、【住所又は居所言語表記】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(190) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(450) 【発行日】令和5年10月23日(2023.10.23)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第6745057号(T6745057)
(151) 【登録日】令和5年10月13日(2023.10.13)
(541) 【登録商標(標準文字)】

V i M o S t u d i o

(500) 【商品及び役務の区分の数】2
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第9類 記録された又はダウンロード可能なコンピュータソフトウェアプラットフォーム、コンピュータソフトウェア用アプリケーション(電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの)、コンピュータ用プログラム(電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの)、コンピュータソフトウェア(記憶されたもの)、双方向タッチスクリーン端末機、コンピュータプログラム(記憶されたもの)、スキャナー(データ処理装置)、バーコードリーダー、コンピュータ周辺機器、データ処理装置
第42類 科学技術に関する研究、クラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェアの提供、コンピュータソフトウェアの設計、コンピュータソフトウェアの保守、コンピュータプログラムのインストール、検索エンジンの提供、コンピュータソフトウェアプラットフォームの提供(PaaS)、オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供(SaaS)、コンピュータソフトウェアの設計・作成・保守に関する助言、コンピュータープラットフォームの開発
【国際分類第12版】
(210) 【出願番号】商願2023-48792(T2023-48792)
(220) 【出願日】令和5年5月6日(2023.5.6)
(732) 【商標権者】
【識別番号】522238376
【氏名又は名称】深▲セン▼思謀信息科技有限公司

【氏名又は名称原語表記】 SHENZHEN SMARTMORE TECHNOLOGY CO., LTD.

【住所又は居所】 中国広東省深▲セン▼市前海深港合作区南山街道前海大道前海嘉里商務中心四期T2写字楼2201A

【住所又は居所原語表記】 2201A, Tower 2, Qianhai Kerry Business Center Phase 4, Qianhai Avenue, Nanshan Street, Qianhai Shenzhen-Hong Kong Cooperation Zone, Shenzhen, Guangdong, China

(740) 【代理人】

【識別番号】 100205936

【弁理士】

【氏名又は名称】 崔 海龍

(740) 【代理人】

【識別番号】 100132805

【弁理士】

【氏名又は名称】 河合 貴之

【法区分】 平成23年改正

【審査官】 浦辺 淑絵

(561) 【称呼(参考情報)】 ビモスタジオ、バイモスタジオ、ビモ、バイモ、スタジオ

【検索用文字商標(参考情報)】 VIMOSTUDIO

【類似群コード(参考情報)】

第9類 11B01、11C01

第42類 42P02、42Q01、42Q02、42Q03、42Q99、42X11